

学校感染症について

学校は、発育期の児童・生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合まん延するおそれがあります。そこで、裏面のような感染症にかかったときは、感染予防のために「出席停止」となります。出席停止のねらいは、該当生徒の休養と早期回復、他の生徒への感染防止です。学校感染症の診断を受けましたら、「連絡票」を学級担任に提出してください。（保護者をご記入ください）

（この用紙が提出されないと、出席簿上の手続きができません）

連 絡 票

M E I n C 科 () 年 () 組 () 番 生徒氏名 _____

医師の指示に基づき欠席しました。

1 診 断 名 ()

2 病院を受診した日 令和 () 年 () 月 () 日

3 病 院 名 _____

4 医師の指示内容 ※具体的にご記入ください。

(1) 休養の目安、登校の目安について

(2) その他注意事項等

5 欠席した期間 令和 () 年 () 月 () 日 () 曜 ~
() 月 () 日 () 曜

※インフルエンザの場合は解熱した日をご記入ください。

解熱した日 () 月 () 日 () 曜

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

6 受診の確認について・・・「薬の説明書」等を添えて提出をお願いします。（コピーは必要ありません）
確認しましたら、説明書はお返しします。

学校において予防すべき感染症

■ 感染症の種類と登校停止期間の基準

感染症の種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	指定感染症	
	新感染症	
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）など